

各 位



平成 20 年 5 月 13 日

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 中野光雄
(コード番号：3104 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 三木康史
(TEL： 03-3665-7612)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部変更について

当社は、平成19年11月30日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第127条柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第127条第2号ロ）として、当社の企業価値・株主の皆様のご利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同日付で公表いたしました。その後の買収防衛策の導入・運用の実態などを踏まえ、本日開催の取締役会において、以下のとおり本プランを一部変更し、その変更及び継続については平成20年6月27日付定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件とすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本定時株主総会において株主の皆様から変更後の本プランについてご承認を得られない場合は、本プランはその時点で廃止されることとなります。

主な変更内容は以下のとおりであり、変更箇所につきましては下線を付しております。また、変更後の本プランの内容は別添記載のとおりです。

本プランの変更を決定した取締役会には、当社監査役4名（うち2名は社外監査役）の全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

なお、平成20年3月31日時点での株主の状況は別紙1記載のとおりであり、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございませんことを念のため申し添えます。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 2.大規模買付ルールの内容 (3) 大規模買付行為の内容の検討・当社取締役会による代替案の提示 ③株主に対する情報開示 (12頁)

【変更前】	【変更後】
<p>独立委員会は、意向表明書の提出の事実、大規模買付者及び当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間が終了した事実、及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、<u>独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。</u></p>	<p>独立委員会は、意向表明書の提出の事実、大規模買付者及び当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間が終了した事実、及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、<u>適時適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。</u></p>

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 3.対抗措置 (2) 対抗措置の要件 (15頁)

【変更前】	【変更後】
<p>(e) <u>大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の実現可能性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為であると合理的根拠をもって判断される場合</u></p> <p>(f) <u>当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反する重大なおそれを</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p>

<p><u>もたらす大規模買付行為である場合</u></p> <p>(g) <u>大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合</u></p> <p>(h) <u>その他(a)から(g)までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様のご利益を著しく損なうと判断される場合</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(e) <u>その他(a)から(d)までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様のご利益を著しく損なうと判断される場合</u></p>
--	--

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み 4.本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止 (15頁)

【変更前】	【変更後】
<p>本プランは、<u>平成 19 年 11 月 30 日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より効力を生じることとし、有効期間は本定時株主総会終結のときまでとします。但し、本定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案について、本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本プランの有効期間は本定時株主総会終結のときから平成 23 年 6 月に開催予定の定時株主総会終結のときまで延長されることとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については 3 年ごとに定時株主総会の承認が得られることを条件とします。</u></p>	<p>本プランは、<u>本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として効力を生じることとし、有効期間は本定時株主総会終結のときから平成 23 年 6 月に開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については 3 年ごとに定時株主総会の承認が得られることを条件とします。</u></p>

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて (3) 株主意思を重視するものであること (19頁)

【変更前】	【変更後】
<p>当社は、本取締役会において、本プランの導入を決定いたしました。また、上記Ⅲ. 4.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされており、かかる有効期間の延長については、本定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の皆様のご賛同が得られることを条件とします。本定時株主総会において、上記本プランの有効期間の延長についての株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、当該決議に従い本プランは速やかに廃止されます。</p>	<p>本プランは、上記Ⅲ. 4.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として効力を生じることとし、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結のときから平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結のときまでとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の皆様のご賛同が得られることを条件とします。本プランの有効期間の延長について株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本プランは当該決議に従い速やかに廃止されます。</p>

別紙3 8.当社による本新株予約権の取得 (24頁)

【変更前】	【変更後】
<p>当社は、当社取締役会が定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき金銭等を交付することができるものとします。</p> <p>なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。</p>	<p>当社は、当社取締役会が定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。</p>

(別添)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社が資本市場に公開された株式会社である以上、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大規模買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主の皆様との共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大規模買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者が大規模買付を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、買収者の属性、大規模買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報を把握した上で、大規模買付が当社の企業価値や株主の皆様との共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に資さない大規模買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、富士山を望む静岡小山の地に誕生して一世紀余りに亙り、繊維メーカーとしての長い歴史の中で培ったテクノロジーとマーケティングを融合し、人々のニーズを満足させる新しい繊維を続々と世に送り出してまいりました。現在、当社の事業は、繊維関連事業のみならず、成長著しいIT・医療分野・自動車関連などの非繊維事業まで、人を包む繊維から、人を取り巻くあらゆる環境へと広がっております。当社グループでは、「私たちは一世紀を超える歴史の中で培った技術と経験を生かし、つねに時代が求める新しい技術・製品を提供することで先端産業を支え、人・社会・地球にとってより豊かな未来の創造に貢献し続けます。」を企業理念として、継続的な企業価値の向上を目指しております。

当社グループの企業価値の源泉は、①技術力と経験・知見、②開発力、③ブランド力、④優秀な従業員等にあります。

具体的には、第一に、創業以来培ってまいりました繊維関連の技術力と豊富な経験・知見は、数多くのお客様から高い評価をいただいております。また、近年では繊維関連の不織布事業から派生しました超精密加工用研磨材の製造に関する技術力・品質管理能力が世界各国のお客様に認められております。さらに、医薬中間体等を製造する技術力・ノウハウがファインケミカル分野で高く評価されております。

第二に、お客様のニーズに即した技術・製品の開発力が当社グループの企業価値の源泉となっております。特に超精密加工用研磨材分野の製品開発においては、お客様とともに開発することでお客様の満足度の向上に努めております。

第三に、一世紀以上に亙る当社グループの歴史が培った「フジボウ」ブランドは、繊維業界ではその技術力と高い品質に裏打ちされた信頼できるブランドとして確固たる地位を築いてまいりました。また、米国で130年以上、日本においても30年以上の歴史を誇る「B.V.D.」ブランドは紳士肌着分野では多くのファンを獲得しており、企業価値の源泉として位置づけております。

第四に、創業以来お客様とともに成長・進化してきた経験と専門知識を有する人材は、当社グループの企業価値の源泉と考えております。当社グループでは労使の相互信頼を重視し、ステークホルダーとしての従業員との信頼関係を構築しております。

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続して発展させていくことが、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の向上に向けた取組みとして、平成19年3月期（2006年度）を初年度とし平成23年3月期（2010年度）を最終年度とする、5ヵ年の中期経営計画『変身 06-10』を策定しております。当該中期経営計画においては、① 事業ポートフォリオの再構築、② 技術力を核とした競争力強化、③ キャッシュフロー経営、④ 成長市場での新事業創出、⑤ 財務体質の強化、⑥ 経営システム改革を経営戦略に掲げて、より一層の企業価値の向上に取り組んでおります。

今後は、将来の収益基盤強化のために、各事業単位の中での選択と集中によりさらに『変身』を推し進めるとともに、事業戦略の一つ一つを着実に実施し、中期経営計画の目標である平成23年3月期（2010年度）の連結売上高 486 億円、連結営業利益 69 億円の達成を目指してまいります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営の効率性の追求と健全性の確保により企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上を図ることを最優先の目標として、公正かつ透明性の高い健全な経営を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの向上と企業倫理の高揚に取り組んでまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。監査役会は、経営の公正性・健全性・透明性をより高めるため、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されており、社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております。さらに、意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。経営会議は、会社の経営方針及び全社的な執行方針の協議を目的とし、方針決定過程の透明性を高め、決定した方針事項の迅速かつ確実な周知、激変する環境への迅速な対応を図っております。また、平成 17 年6月より執行役員制度を導入して、監督と執行の分離と業務執行のスピード化を図っております。

また、当社では、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会のルールや法令遵守のもと社会的良識をもって行動することを明記した「富士紡グループ行動憲章」を制定しております。さらに、コンプライアンス・プログラムを毎期策定するとともに、具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを作成し周知・徹底を図っております。万一、コンプライアンス上疑義ある行為が行われ、また行われようとすることに気付いた者は、社内通報制度「企業倫理ホットライン」により、社外の顧問弁護士などに通報することができる体制を採用しております。また、経営諸活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査し、経営目標の効果的な達成に寄与することを目的に業務監査室を設置しております。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図り、更なる当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に繋げていく所存であります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に反する大規模買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、本プランにおいては、対抗措置の実施等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙 4 をご参照下さい。）に従い、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、企業経営等に関する一定以上の専門的知識を有する者（会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）に該当する委員 3 名以上により構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、引き続き別紙 5 記載の 3 名が就任される予定です。

2. 大規模買付ルールの内容

本プランにおいては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が実施されることがあります。

① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³の合計が 20%以

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じと

上となる買付け

- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(1) 意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長宛に、本プランに定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

「意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の役職・氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位 10 名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。

します。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下②において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。

なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。) を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(2) 必要情報の提供

上記(1)に記載の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、本必要情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹(初日不算入)以内に、当初提供していただくべき情報を記載した「必要情報リスト」を上記(1)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、かつ、株主の皆様の開示いたしますので、大規模買付者には、かかる必要情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の必要情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、本必要情報として不十分であると当社取締役会又は独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会又は当社取締役会を通じて独立委員会が別途本必要情報として十分な情報の提供を大規模買付者に対して求めることがあります。この場合には、大規模買付者においては、本必要情報を追加的に書面にて提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報に含まれるものとします。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、所在地、会社等の目的及び事業の内容、沿革、役員の経歴、資本構成、直近3事業年度の財務内容、設立準拠法等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、実現

⁹ なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

可能性、大規模買付行為後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。)

- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上に関する方針
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・当社取締役会による代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者から本必要情報を記載した書面が提出された場合には、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内に（原則として 30 日を上限とします。）大規模買付者の買付内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、大規模買付者及び（独立委員会が当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が全て完了した日から原則として 60 日間の検討期間（但し、下記（4）に記載するところに従い、独立委員会は、その決議をもって、上記情報・資料等の検討に必要な合理的な範囲内で当該期間を延長することができるものとします。かかる期間を以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において大規模買付者及び当社取

締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の買付内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討及び大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、株主の皆様に対して買付提案に関する意見表明、代替案の公表等をするように勧告等を行うものとします。大規模買付者は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、大規模買付者は、独立委員会検討期間が終了するまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、意向表明書の提出の事実、大規模買付者及び当社取締役会からの情報・資料等の提供が全て完了した事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間が終了した事実、及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、適時適切に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、対抗措置の実施若しくは不実施又は対抗措置を実施することの可否を問うための株主意思確認総会の招集の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会から提供された情報・資料等の検討、当該大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討等に必要合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。ただし、延長期間は合計して原則として30日を上限とします。）。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合には、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の実施若しくは不実施又は株主意思確認総会の招集の勧告を行う

よう最大限努めるものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨、延長・再延長される期間及び延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 大規模買付者が本プランに定められる手続に違反した場合

独立委員会は、大規模買付者が上記（1）又は（2）に規定する手続に違反した場合で、独立委員会が自ら又は当社取締役会を通じてその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日以内に当該違反が是正されないときは、独立委員会は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために対抗措置を実施させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置を実施することを勧告します。

② 大規模買付者が本プランに定められる手続を遵守する場合

独立委員会は、大規模買付者が上記（1）及び（2）に規定する手続を遵守する場合には、原則として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、大規模買付者により上記（1）及び（2）に規定する手続が遵守された場合でも、大規模買付者による大規模買付行為が下記 3.（2）「対抗措置の要件」に定める要件のいずれかに該当すると認められる場合には、対抗措置の実施を当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、対抗措置の実施を勧告するには至らないものの、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われることその他合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、株主意思確認総会の招集を当社取締役会に勧告します。

なお、独立委員会は、一旦対抗措置の実施若しくは不実施又は株主意思確認総会招集の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記 3.（2）「対抗措置の要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、対抗措置の実施若しくは不実施又は株主意思確認総会の招集についての異なる判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(5) 株主意思確認総会の開催

独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、対抗措置の実施の可否を問うために株主意思確認総会の招集手続を速やかに実施するものいたします。

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、株主意思確認総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「株主意思確認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものいたします。

当該株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものいたします。当該株主意思確認総会の結果は、その決議後速やかに開示するものいたします。

(6) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記（4）に基づく対抗措置の実施若しくは不実施等（対抗措置の中止を含みます。）に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して、又は、上記（5）に基づく株主意思確認総会の決議がなされた場合にはこれに従って、対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

3. 対抗措置

(1) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が実施されることもあります。

(2) 対抗措置の要件

当社は、大規模買付者により上記 2. (1) 及び (2) に規定する手続が遵守された場合でも、大規模買付者による大規模買付行為が下記(a)から(e)までのいずれかに該当する場合、かつ対抗措置の実施が相当と認められる場合には、上記

2. 「大規模買付ルールの内容」(6) に記載される当社取締役会の決議により、原則として本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。但し、他の対抗措置を実施することが適切と判断された場合には当該他の対抗措置を実施することを決定する可能性もあります。なお、上記 2. 「大規模買付ルールの内容」(4) 及び(5) のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の勧告又は株主意思確認総会の決議を経ることになります。

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主の皆様との利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
- ① 当社の株式等を買占め、その株式等につき当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、大規模買付者やそのグループ会社等に当社の重要な資産等を廉価に委譲させる等、当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる大規模買付行為である場合
- (d) 当社株主に対して、本必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる大規模買付行為である場合
- (e) その他(a)から(d)までに準ずる場合で、当社の企業価値・株主の皆様との利益を著しく損なうと判断される場合

4. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様との承認を条件として効力を生じることとし、有効期間は本定時株主総会終結のときから平成 23 年 6 月に開催予定の定時株主総会終結のときまでとします。以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については 3 年ごとに定時株主総会での承認が得られることを条件とし

ます。

また、本プランは、有効期間の満了前であっても、①株主総会にて本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置は実施されませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施された場合に株主の皆様にご与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての方法及び名義書換手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、当社は、当該決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。従いまして、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 2.「大規模買付ルールの内容」(4)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、又は、上記 (5)に基づく株主意思確認総会の決議がなされた場合にはその決議内容に従って、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、原則として 1 株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式に係る議決権及び経済的価値が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従い、①特定大量保有者¹⁰、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹¹、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者¹²（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様に対して、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續をとった場合には、非適格者以外の株主の皆様は、

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下、本注において同じとします。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又はこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式に係る議決権及び経済的価値の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、株主の皆様から本新株予約権を取得し、非適格者以外の株主の皆様から当社株式を交付することがあります。この場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

(2) 株主の皆様の共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ. 1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記Ⅲ. 4.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本定時株主総会における株主の皆様への承認を条件として効力を生じることとし、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結のときから平成23年6月に開催予定の定時株主総会終結のときまでとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会において、本プランの有効期間の延長に関する承認議案について、株主の皆様のご賛同が得られることを条件とします。本プランの有効期間の延長について株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本プランは当該決議に従い速やかに廃止されます。また、本プランは、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為を開始した場合において、独立委員会が合理的な理由により株主意思確認総会を開催することが相当であると判断した場合には、大規模買付者による大規模買付行為に対する対抗措置実施の是非について株主意思確認総会を開催することによって、株主の皆様のご意思を直接確認することとしております。

このように、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が適切に反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、企業経営等に關する一定以上の専門知識を有する者（会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）に該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ. 2.「大規模買付ルールの内容」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主の皆様への共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様への情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主の皆様への共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的実施要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 3. (2)「対抗措置の要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な実施を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2. 「大規模買付ルールの内容」(3) ②にて記載したとおり、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 4. 「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、実施を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(別紙 1)

当社の大株主の状況 (平成 20 年 3 月 31 日現在)

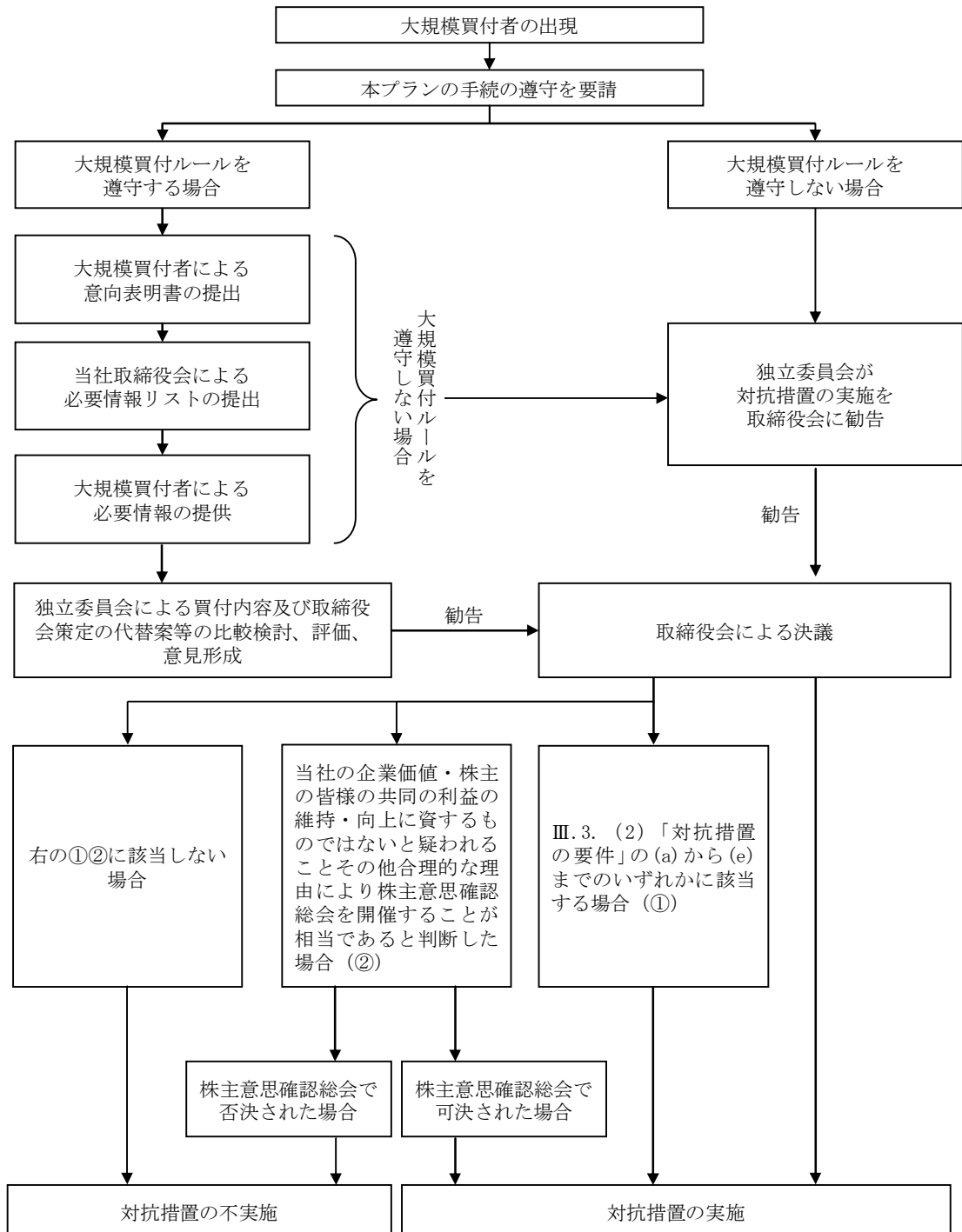
1. 発行可能株式総数 300,000,000 株
2. 発行済株式総数 108,000,000 株
3. 株主数 11,323 名
4. 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,323	7.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,110	6.58
明治安田生命保険相互会社	5,500	5.09
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	5,300	4.90
フジボウ共栄会	3,373	3.12
三菱 UFJ 信託銀行株式会社	3,225	2.98
旭硝子株式会社	2,000	1.85
福岡務	1,887	1.74
三菱商事株式会社	1,500	1.38
フジボウストックメイツ	1,476	1.36
計	39,694	36.75

以上

(別紙 2)

本プランの内容 (大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



(注) 本チャートは、あくまで本プランの内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。本プランの詳細については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策 (買収防衛策) の導入について」本文をご覧ください。

(別紙 3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権無償割当て決議において割当期日における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数以上で当社取締役会が別途定める数と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に對し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

非適格者は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権 1 個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

9. 対抗措置実施の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、実施した対抗措置の実施の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

(別紙 4)

独立委員会規程の概要

第 1 条 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

第 2 条 独立委員会の委員は 3 名以上とし、次の各号の全てに該当する者の中から取締役会によって選任されるものとする。

- (1) 現在又は過去において、当社又は当社の子会社（併せて以下「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）となったことがない者
- (2) 現在又は過去において、当社等の取締役又は監査役の配偶者並びに一親等内の血族及び婚姻関係となったことがない者
- (3) 企業経営等に関する一定以上の専門知識を有する者（会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）

なお、各委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

第 3 条 独立委員会の委員の任期は委員就任後最初に到来する当社定時株主総会終結のときまでとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

第 4 条 独立委員会は、以下の各号に記載される事項に関して決定し、その決定内容について理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社取締役は、当該決定にあたっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点に基づいて行うことを要し、専ら自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランにおける対抗措置の実施若しくは不実施又は株主意思確認総会の招集
- (2) 本プランにおける対抗措置の実施の中止又は撤回
- (3) 独立委員会検討期間の延長
- (4) 本プランの廃止又は変更
- (5) 本プラン以外の買収防衛策導入の承認
- (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

上記(1)~(6)に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

- (7) 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定

- (8) 大規模買付者の買付提案内容の精査及び検討
- (9) 大規模買付者による買付提案に対する代替案が示された場合は、かかる代替案の精査及び検討
- (10) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

第6条 独立委員会の各委員及び代表取締役は、大規模買付行為がなされた場合等いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

第7条 独立委員会の決議は、原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、やむを得ない事由がある場合は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるものとする。

以上

(別紙5)

独立委員会委員の略歴

糸賀 勲 (いとが いさお)

(略歴) 昭和39年 4月 株式会社三菱銀行入行
平成 3年 6月 同行取締役
平成 6年 6月 日本信託銀行株式会社 常務取締役
平成 9年 5月 同行 代表取締役専務取締役
平成12年 6月 同行 代表取締役社長
平成13年10月 三菱信託銀行株式会社 代表取締役副社長
平成14年 5月 エムティーインシュアランスサービス株式会社
代表取締役社長
平成14年 6月 当社 社外監査役 (現任)
平成16年 6月 戸田建設株式会社 社外監査役 (現任)

中嶋 弘明 (なかじま ひろあき)

(略歴) 昭和45年 4月 三菱信託銀行株式会社入行
平成10年 6月 同行 取締役
平成12年 6月 同行 常勤監査役
平成15年 6月 株式会社河合楽器製作所 専務取締役
平成17年10月 菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役副社長
平成18年 6月 同社 代表取締役社長 (現任)
三菱マテリアル建材株式会社 社外監査役 (現任)
当社 社外監査役 (現任)

吉益 信治 (よします のぶはる)

(略歴) 昭和59年 4月 弁護士登録、第一東京弁護士会入会
橋本合同法律事務所入所
昭和61年11月 第一芙蓉法律事務所設立に参加
平成 3年 4月 同事務所 パートナー弁護士 (現任)
平成16年 3月 関東天然瓦斯開発株式会社 社外監査役 (現任)
大多喜ガス株式会社 社外監査役 (現任)

以 上